

防衛庁附属機関組織規程（昭和29年総理府令第39号）第23条の2第2項の規定に基づき、及び同条の規定を実施するため、防衛医科大学校の教授会の組織及び運営に関する訓令を次のように定める。

昭和49年4月9日

防衛庁長官 山中 貞則

防衛医科大学校の教授会の組織及び運営に関する訓令

改正

平成19年3月27日省訓第10号

平成19年3月30日省訓第28号

令和3年3月31日省訓第18号

（組織）

第1条 防衛医科大学校の教授会（以下「教授会」という。）は、防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）教官及び自衛官をもつて充てる副校長、医学教育部長並びに教授をもつて組織する。

第2条 学校長は、必要があると認めるときは、教授会に前条に規定する者以外の職員を加えることができる。

（分科会）

第3条 学校長は、必要があると認めるときは、そのつど分科会を置き、所要の事項を審議させることができる。

（審議事項）

第4条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の教育に関する専門的事項
- (2) 学術の研究に関する専門的事項
- (3) 診療に関する専門的事項
- (4) 教授、准教授、講師及び助教の教育上及び研究上の資格に関する専門的事項
- (5) その他教育及び研究に関する専門的事項について、学校長の諮問する事項

（会議の招集及び議長）

第5条 学校長は、教授会の会議を招集し、その議長となる。

（運営の細目）

第6条 この訓令に規定するもののほか、教授会の運営に必要な事項は、学校長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和49年4月11日から施行する。
- 2 教授会の組織及び運営に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第61号）の一部を次のように改正する。
題名中「教授会」を「防衛医科大学校の教授会」に改める。

附 則（平成19年3月27日省訓第10号）

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成19年3月30日省訓第28号）（抄）

1 この訓令は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和3年3月31日省訓第18号）
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。